

和歌山市コミュニティセンターのネーミングライツパートナー募集要項

1 趣旨

和歌山市では、民間の資金を活用してコミュニティセンターの維持管理を行うことを目的に、コミュニティセンターに通称名を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得しようとする一定の条件を満たす企業その他の法人（以下「パートナー」という。）を募集します。

2 事業内容

（１）概要

ネーミングライツの対象となるコミュニティセンター（以下「対象コミセン」という。）の建物壁面にパートナーの名称を含んだ対象コミセンの通称名を掲示することができます。また、対象コミセンにおける施設運営に係る事務は、契約締結等一部の事務を除き、通称名により行います。

（２）対象コミセン

次のとおりです。

番号	正式名称	所在地
1	和歌山市東部コミュニティセンター	和歌山市寺内 6 6 5 番地
2	和歌山市河南コミュニティセンター	和歌山市布施屋 4 1 番地
3	和歌山市河西コミュニティセンター	和歌山市松江北 2 丁目 2 0 番 7 号
4	和歌山市河北コミュニティセンター	和歌山市市小路 1 9 2 番地の 3
5	和歌山市中央コミュニティセンター	和歌山市三沢町 1 丁目 2 番地
6	和歌山市南コミュニティセンター	和歌山市紀三井寺 8 5 6 番地

※正式名称のうち、「和歌山市」については省略可能とします。

【参考資料】

対象コミセン利用状況（貸室及び図書貸出人数の合計人数）

単位：人

番号	正式名称	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	和歌山市東部コミュニティセンター	50,766	50,975	55,427	64,687	55,917
2	和歌山市河南コミュニティセンター	29,971	34,929	29,274	40,678	43,899
3	和歌山市河西コミュニティセンター	39,284	44,394	52,563	59,282	64,814
4	和歌山市河北コミュニティセンター	62,508	59,656	84,762	96,060	86,486
5	和歌山市中央コミュニティセンター	126,646	131,821	147,636	152,782	149,407
6	和歌山市南コミュニティセンター	31,727	38,744	50,893	61,588	68,720

※河西コミュニティセンターは図書室を設置していないため、貸室の人数のみとなっています。

※その他対象コミセンの施設情報については、次の URL をご覧ください。

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/shisetsu/community/index.html>

(3) 契約料

対象コミセン1館当たり年額300,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）以上とし、応募時にパートナーが指定した額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とします。

(4) 通称名の規格、標示、撤去等

ア 通称名について

(ア) 通称名には、必ず対象コミセンの正式名称を含んでください（例 「企業名等＋対象コミセンの正式名称」）。ただし、対象コミセンの正式名称のうち、「和歌山市」については省略可能とします。

(イ) 通称名は、次のアからオまでに掲げる和歌山市広告の掲載等に関する要綱第3条に掲げる要件を満たすものとします。

ア 公共性を損なうおそれのないもので、社会的に信用性が高いものであること。

イ ネーミングライツパートナーが次に掲げる業種のいずれにも該当しないこと。

(ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種及びこれに類する業種

(イ) 消費者金融業

(ウ) ギャンブルに関する業種

(エ) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種

(オ) 法律等に違反している業種

(カ) 社会問題を起こしている業種

ウ ネーミングライツパートナーへの応募者が次に掲げる事業者のいずれにも該当しないこと。

(ア) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者

(イ) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(ウ) 社会問題を起こしている事業者

(エ) 市税を滞納している事業者

(オ) 和歌山市暴力団排除条例（平成3年条例第28号）第5条に規定する暴力団関係者等が関与している事業者

エ 命名した通称名が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(ウ) 青少年の保護及び健全育成の妨げとなるおそれがあるもの

(エ) 政治性又は宗教性のあるもの

(オ) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの

(カ) 選挙に関するもの

(キ) 意見広告

(ク) 個人又は法人の名刺広告

(ケ) 人材募集に関するもの

(コ) 無認可商品、粗悪品その他不適切な商品又はサービスの提供に関するもの

(サ) 非科学的事象又は迷信に類するもの

(シ) 誇大な表現又は著しく射幸心をあおる表現をしたもの

(ス) 責任の所在又は内容が不明確なもの

(セ) その他市有資産等に命名する通称名として適当でないと認められるもの

オ デザイン、色彩その他の表現方法が、広告媒体及び周囲と調和するものであること。

(ウ) 通称名は、企業名、商品名（ロゴマークを含む。）等を一緒に標示することを可能（ただし、原則として商標登録がなされていること。）としますが、キャッチフレーズやロゴマークのみ等の標示はできません。

(エ) 契約期間中は、対象コミセンの利用者の混乱を防ぐため、通称名の変更はできません。ただし、名称変更についてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りではありません。

(オ) コミュニティセンターの施設用途について、利用者に混乱をきたすおそれのある用途を想起させる通称名（例　〇〇会館、〇〇教室、〇〇工場、〇〇ホームセンター、株式会社〇〇など）は、使用しないでください。

(カ) 通称名は対象コミセンの正式名称を含んでいるものの、それ自体が対象コミセンの正式名称ではないため、ネーミングライツの契約を原因とした和歌山市コミュニティセンター条例（平成３年条例第１７号）の改正は行いません。

イ 通称名の建物等への標示について

(ア) 対象コミセンの建物への標示は、壁面のみです。旗の掲揚、カラーコーンに掲示して設置といった壁面以外での標示は、認めません。

(イ) 対象コミセンの建物への標示は、壁面４か所までとします。標示面積は、１か所につき原則２５平方メートル以内とします。ただし、壁面４か所を超えて標示を行う場合及び１か所につき２５平方メートルを超えて標示を行う場合は、その理由を提示した上で市に協議をしてください。

(ウ) 対象コミセンの建物への標示は、契約締結後おおむね２か月以内に実施してください。

(エ) 敷地内及び敷地外に設置される案内標識等の標示の変更は、関係機関と協議の上、変更可能な標示について行います。また、新規の案内標識等の標示の設置については、設置の可否も含めて市と協議をしてください。

(オ) 壁面への標示方法は問いませんが、原状復帰が可能な方法としてください。

(カ) 色彩は、単色とします。ただし、蛍光色、反射色、赤や黄色等の原色その他のコミュニティセンターの利用者が視認することが難しいと市長が認める色を除きます。

(キ) 対象コミセンの業務上やむを得ない事由が生じた場合は、標示している通称名の一時撤去を行う場合があります。再度標示をする場合は、パートナーの負担とします。

(ク) 対象コミセンの建物は現状有姿とし、通称名の標示に伴う建物の修繕等を行いません。そのため、通称名の標示は、建物の形状等により標示可能な位置が制限される場合があります。

(ケ) 通称名は、間隔をあけずに一連に並べて標示するものとし、一連に並べて標示することが困難であると認めるときは、別途市と協議を行うものとします。

(コ) 通称名の標示及び撤去を行う場合の施工費用並びに通称名の標示部分の維持管理費用

については、全てパートナーの負担とします。

- (サ) 対象コミセンの建物への標示について、市が別途設置している和歌山市広告審査委員会（以下「審査会」という。）の意見に従い、変更していただく可能性があることをあらかじめ承諾していただきます。

ウ 対象コミセンにおける施設運営に係る事務

- (ア) 自主事業の実施に係る事務、対象コミセンにおける施設運営に係る事務は、通称名により行いますが、施設管理等に係る事務などの一部の事務（例 使用料の領収書への記載、各種契約の締結、施設点検書類への対象コミセン名の記載など）においては、通称名による事務は行わず、対象コミセンの正式名称のみを用いた事務を行います。
- (イ) 協定締結後に作成するパンフレット等の印刷物やホームページについては、原則、通称名を用いるものとし、記載変更に要する費用は和歌山市が負担するものとします。ただし、パンフレット等の記載変更については、和歌山市が新規に作成するものからを対象とします。

3 応募資格

法人であって、和歌山市広告の掲載等に関する要綱を満たすものとします。ただし、**次のいずれかに該当する法人は除きます。**

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を制限されている法人
- (2) 和歌山市から入札参加の停止措置を受けている法人
- (3) 主たる営業所（本社・本店）（営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。）の所在地が和歌山市内にない法人
- (4) その他パートナーとなることが適当でないと市長が認める法人

4 応募方法

(1) 提出書類

- ア 和歌山市コミュニティセンターネーミングライツパートナー申込書（別記様式第1号）
※複数の対象コミセンへのネーミングライツの応募を行う場合は、希望する対象コミセンごとに作成し、提出すること。
- イ 和歌山市コミュニティセンターネーミングライツ標示イメージ記載用紙（別記様式第2号）
※複数の対象コミセンへのネーミングライツの応募を行う場合は、希望する対象コミセンごとに作成し、提出すること。
※どのように壁面に標示するかが分かるよう、イメージを作成すること。
- ウ 和歌山市コミュニティセンターネーミングライツ契約額記載書（別記様式第3号）
※複数の対象コミセンへのネーミングライツの応募を行う場合は、希望する対象コミセンごとに作成し、提出すること。
- エ 誓約書（別記様式第4号）
- オ 法人の概要（別記様式第5号）
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度に係る決算を明らかにする書類

キ 履歴事項全部証明書

ク 印鑑証明書

ケ 和歌山市税に係る納税（完納）証明書

ただし、和歌山市に対し納付すべき市税がない者は、「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」（別記様式第6号）を提出すること。

コ 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

（税務署が発行する納税証明書（様式その3の3））

※提出書類カからコは、本件契約に係る申込書の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出してください。

※提出書類ケの発行については、和歌山市役所市民税課（市役所本庁舎2階・電話073-435-1035）にお問い合わせください。

（2）提出部数及び提出方法

ア 提出部数 次に掲げるとおり（提出書類は返却しません。）

（ア）次に掲げる書類 応募する対象コミセンごとに1部ずつ作成し、提出すること。

ア 和歌山市コミュニティセンターネーミングライツパートナー申込書（別記様式第1号）

イ 和歌山市コミュニティセンターネーミングライツ標示イメージ記載用紙（別記様式第2号）

ウ 和歌山市コミュニティセンターネーミングライツ契約額記載書（別記様式第3号）※封筒等に1部ずつ入れて厳封し、表面に応募する対象コミセン及び応募者の団体名を記載して提出すること。

（イ）次に掲げる書類 応募1回につき1部ずつ作成し、提出すること。（応募する対象コミセンごとに1部ずつ提出する必要はない。）

エ 誓約書（別記様式第4号）

オ 法人の概要（別記様式第5号）

（ウ）次に掲げる書類 応募1回につき1部ずつ提出すること。（応募する対象コミセンごとに1部ずつ提出する必要はない。）

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度に係る決算を明らかにする書類

キ 履歴事項全部証明書

ク 印鑑証明書

ケ 和歌山市税に係る納税（完納）証明書

ただし、和歌山市に対し納付すべき市税がない者は、「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」（別記様式第6号）を提出すること。

コ 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類（税務署が発行する納税証明書（様式その3の3））

イ 提出方法 上記アの（ア）から（ウ）までに掲げる書類をまとめて任意の封筒などに入れ、下記（4）申込先・問合先に持参又は郵送の上、提出すること。

（3）受付期間

令和8年10月1日（木）から同年11月10日（火）（郵送の場合は、消印有効）までの9時から17時まで。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く。

（4）申込先・問合先

〒640-8227 和歌山市西汀丁29番地

和歌山市教育委員会教育学習部生涯学習課公民館振興班

（和歌山市教育文化センター1階）

電 話 073-435-1193

FAX 073-432-7695

e-mail shogaigakushu@city.wakayama.lg.jp

5 選定方法

パートナーの候補選定に当たっては、応募の際に提出いただいた「和歌山市コミュニティセンターネーミングライツ契約額記載書」に記載されている契約料について、対象コミセンごとに最も高額な契約料を記載いただいた応募者を、パートナーの候補である優先交渉権パートナーとして決定します。どの応募者も金額が同額である場合は、最も長い契約期間を記載いただいた応募者を優先交渉権パートナーとして決定します。

なお、優先交渉権パートナーの決定に際し、「和歌山市コミュニティセンターネーミングライツ標示イメージ記載用紙」に記載された建物への標示イメージについて、和歌山市広告審査委員会にて別に定める審査基準に基づき、審査を行った結果も加味します。また、当該結果により、建物への標示イメージの修正を行っていただく変更していただく可能性があります。

6 選定結果の通知及び公表並びに契約の締結

優先交渉権パートナーの選定結果については、対象コミセンごとに応募者に文書で通知します。また、優先交渉権パートナーと市が最終的な協議を行い、市長と当該優先交渉権パートナーが契約を締結した後に、ネーミングライツのパートナーとして和歌山市の広報媒体において公表します。

なお、応募内容、優先交渉権パートナーの選定結果等については、当該情報に情報公開ができない情報が含まれている場合を除き、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号）の規定により情報公開の対象となることがあります。

7 契約の解除

ネーミングライツのパートナーが市長との契約締結後に次に掲げる場合に該当したときは、契約を解除することがあります。この場合において、契約解除に伴う原状復旧に必要な費用は、パートナーの負担とします。

（1）パートナーが3応募資格（1）から（3）までに該当した場合

（2）パートナーによる社会的信用を損なう行為等により、和歌山市や対象コミセンの印象が損なわれたと認められる場合又は和歌山市や対象コミセンの印象が損なわれるおそれがあると認められる場合

（3）その他パートナーとすることが適当でないと市長が認める場合

8 契約料の支払い

契約料は、契約初年度においては、契約締結後に市がパートナーに納入の通知を行った日から起算して30日以内に、それ以降の年度については、毎年度4月に市がパートナーに納入の通知を行った日から起算して30日以内に、市の発行する納入通知書により和歌山市の指定金融機関にてお支払いいただきます。

9 今後の予定

募集期間

令和8年10月1日（木）～11月10日（火）17時まで

和歌山市広告審査委員会の審査

令和8年11月16日（月）～11月27日（金）

優先交渉権パートナーの決定

令和8年12月11日（金）

優先交渉権パートナーとの協議及び契約

令和8年12月14日（月）～12月18日（金）

パートナーの公表

令和9年1月12日（火）

通称名標示に伴う看板の工事準備及び工事（完了後、順次運用を開始していただけます。）

令和9年4月1日（火）～5月31日（月）

通称名による運用開始（電話、書類、チラシ等）

令和9年4月1日（火）

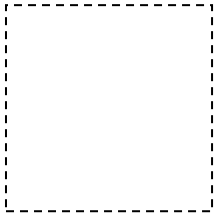
旧パートナーの壁面標示撤去期限（引続きパートナーとなる者は除く。）

令和9年4月30日（水）

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

住所又は所在地
法人名
代表者名



印

和歌山市コミュニティセンターネーミングライツパートナー申込書

和歌山市コミュニティセンターネーミングライツパートナー募集要項に基づき、次のとおり申し込みます。

企業等の概要	名 称	
	業 種	
	業 務 内 容	
応募内容	対 象 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	
	提 案 す る 名 称	
	表 示 イ メ ー ジ	別紙 1 のとおり
	パ ー ト ナ ー と し て の 提 案	
	契 約 額	別紙 2 のとおり
	契 約 期 間	年間（3 年以上）
連絡先	担 当 部 署	
	役 職 ・ 氏 名	
	電 話 ・ F A X	
	E - m a i l	

※複数の対象コミセンへのネーミングライツの応募を行う場合は、希望する対象コミセンごとに作成し、提出すること。

添付書類

- ☐ 誓約書
- ☐ 法人の概要
- ☐ 申請の日の属する事業年度の前事業年度に係る決算を明らかにする書類
- ☐ 履歴事項全部証明書
- ☐ 印鑑証明書
- ☐ 和歌山市税に係る納税（完納）証明書（市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書）
- ☐ 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

別記様式第 2 号

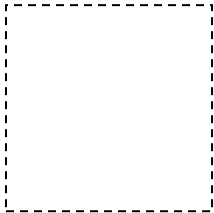
和歌山市コミュニティセンターネーミングライツ標示イメージ記載用紙	
対象コミセン（	）←記入すること。

- ※複数の対象コミセンへのネーミングライツの応募を行う場合は、希望する対象コミセンごとに作成し、提出すること。
- ※どのように壁面に標示するかが分かるよう、イメージを作成すること。
- ※記載スペースが不足する場合は、任意の用紙に記載し、添付すること。

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

住所又は所在地
法人名
代表者名



印

和歌山市コミュニティセンターネーミングライツ契約額記載書

対象コミセン	
契 約 額	年額 円 消費税及び地方消費税額 円 合計額 円
契 約 期 間	年間（3 年以上）

※契約額については、合計額が 300,000 円以上になるようにすること。

※複数の対象コミセンへのネーミングライツの応募を行う場合は、希望する対象コミセンごとに作成した上で、封筒等に入れ厳封し、提出すること。

別記様式第 4 号

誓約書兼同意書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

住所又は所在地

法人名

代 表 者 名

私は、和歌山市へ広告の掲載等を申し込むに当たり、和歌山市広告の掲載等に関する要綱第 3 条第 2 号を満たすものであることを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることがあった場合は、一切の異議を申し立てません。

また、誓約内容を確認するため、和歌山市が関係各機関に照会を行うことについて同意します。

法人の概要

法人名称	
設立年月日	
沿革	
業務内容	
社会貢献の実績	
備考	

別記様式第 6 号

市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書

和歌山市市税は、課税されていないことを報告します。

また、ネーミングライツパートナーへの申込みに伴い、和歌山市市税課税（滞納含む）状況等を調査されることを承諾します。

令和 年 月 日

和歌山市長 様

申 請 者

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号

